

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（愛媛県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					備考			
				買受参考価格（※1）	買受参考価格（※1）	貸付けの種類				借受可能期間		借受要望受付期間	借受参考賃付料等（※6）	
						前回入札時の最低売却価格（円）	前回入札の公示日	一時貸付け（※2）	3年を超える貸付け（※3）					事業用定期借地権の設定による貸付け（※4）
1	松山市祇園町23番8	宅地	108.05					○			個別照会	随時受付中		
2	松山市南斎院町1434	宅地	94.38					○			個別照会	随時受付中		
3	松山市北斎院町1068番2外（うち北側分）	田	56.96					○			個別照会	随時受付中		
4	松山市北斎院町1068番2外（うち南側分）	田	112.46					○			個別照会	随時受付中		
5	松山市北斎院町1069番外	宅地外	156.70					○			個別照会	随時受付中		
6	松山市北斎院町1096番2外	田	261.33					○			個別照会	随時受付中		
7	松山市北斎院町25番、26番、27番合併のうち	墓地	277.68					○			個別照会	随時受付中		
8	松山市若葉町5番3	宅地	682.59					○			個別照会	随時受付中		ほか工作物一式
9	松山市堀之内9番	宅地	1,326.84					○			個別照会	随時受付中		
10	今治市大西町九王甲364番	宅地	1,741.78					○			個別照会	随時受付中		
11	今治市郷本町二丁目641番2	宅地	691.47					○			個別照会	随時受付中		
12	八幡浜市大谷口二丁目96番2	宅地	110.67					○			個別照会	随時受付中		
13	新居浜市新須賀町一丁目甲253番	雑種地	310.08					○			個別照会	随時受付中		
14	新居浜市大生院字栗林73番	畑	232.86					○			個別照会	随時受付中		
15	新居浜市船木字元船木甲3945番7	宅地	404.53					○			R8.7.9まで	個別照会		
16	西条市高田916番206	宅地	157.87	○	313,000	H24.3.23		○			個別照会	随時受付中		「買受参考価格」について、直近の「すぐに購入できる物件」で公示した売却価格であり、入札では非公表。
17	大洲市田口字東山根甲2022番7	宅地	762.83					○			個別照会	随時受付中		
18	伊予市尾崎宇天神下697番1	雑種地	481.26	○	4,240,000	H24.3.23		○			個別照会	随時受付中		「買受参考価格」について、直近の「すぐに購入できる物件」で公示した売却価格であり、入札では非公表。
19	伊予市上吾川字十合甲1682番1	宅地	1,091.29					○			個別照会	随時受付中		

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月種）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月種）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

（※6）「借受参考賃付料等」は、一時貸付け等の入札を実施している場合に公告した直近の最低賃付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低賃付料と「借受参考賃付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先
 四国財務局 松山財務事務所 管財課
 〒790-0808 松山市若草町4番地3
 松山若草合同庁舎7階
 TEL089-941-7185(内線642・644)